

平成28年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域におけるLED照明導入促進事業)の概要

[三次公募]

平成28年9月

一般社団法人 環境技術普及促進協会

- 1. 補助金の目的と性格**
- 2. 補助対象となる事業**
- 3. 補助対象事業の選定**
- 4. 応募にあたっての留意事項**
- 5. 応募の方法**
- 6. お問い合わせ先**

- ◆ 地方公共団体や商店街を対象に、二酸化炭素削減効果が高いLED照明の普及を促進するために実施する調査並びに導入事業を行うことを目的としております。
- ◆ 事業の実施により、エネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。
- ◆ 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

【対象事業の基本的要件】

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること
- ウ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金を受けていないこと
(固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む)

【事業概要】**(ア)事業の目的**

地域内の二酸化炭素排出量の削減のためには、各地域における街路灯等の屋外照明の計画的なLED化の推進が効果的です。

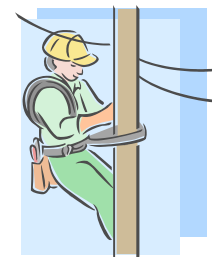
このため、本事業は、小規模地方公共団体における地域内の街路灯や商店街における屋外照明のLED化を推進するための支援を行うことにより、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

**a LED照明導入調査事業
(街路灯等へのLED導入の計画の策定)**

地域内の街路灯等を、リース方式を活用して経済的、効率的にLED照明に更新するために必要な、調査及び計画策定を行うための費用を、**小規模地方公共団体**に対して補助。

**b LED照明導入補助事業
(リースによる街路灯等へのLED照明導入)**

小規模地方公共団体または小規模地方公共団体の地域内に所在する商店街が策定したLED照明導入計画に基づき、LED照明の導入事業を請け負って行う民間事業者に対して、取付工事費用の一部を補助。



小規模地方公共団体の地域内に所在する商店街の応募は不可

すでに導入計画を策定されている場合は、導入補助のみの応募も可能

(イ)対象事業の要件

導入するLED照明は、交付規程に定める技術基準に適合したものとする

a LED照明導入調査事業

小規模地方公共団体が、以下の事項について検討し、bに定める事業のための具体的な導入計画(以下「LED照明導入計画」という)を策定し、計画に基づき、bで定める**LED 照明導入事業を実施することを要件**とする。

(a)LED照明の導入を予定している地域内の街路灯等の屋外照明の現状把握
(数量、電力使用量、維持管理費、温室効果ガスの排出量等)

(b)LED照明の導入数量、導入コストの算出等、LED照明導入計画を策定するのに必要な検討と解析

(c)リース方式による最適な導入方法の検討とLED照明導入計画の策定

b LED照明導入補助事業

小規模地方公共団体または小規模地方公共団体の地域内に所在する商店街がLED照明導入計画に基づき、LED照明の導入事業を、**ファイナンスリース方式を用いて民間事業者が請け負って行う事業**であり、リース契約の期間は9年間以上とすること及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類の提示を要件とします。

(ウ)応募申請者

補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

a LED照明導入調査事業

小規模地方公共団体

b LED照明導入補助事業

小規模地方公共団体、または小規模地方公共団体の地域内に所在する商店街
(商店街振興組合法または中小企業等協同組合法に基づき設立された組織)

導入補助事業の交付申請は、リース会社等になります

ただし、採択後に交付規程第5条に基づく補助金の交付を申請できる者は、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する者(ただし、定款又は寄附行為においてLED 照明に係るリースを行うことが可能な者に限る)とする。

(a)民間企業

(b)一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

(c)法律により直接設立された法人(認可等を受けている者等を含む)

(d)その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

(エ)補助金の交付額

補助対象経費の次の割合を補助します。

a LED照明導入調査事業

(a)人口が15万人以上25万人未満の小規模地方公共団体を対象とする場合

4分の3(上限600万円)

(b)人口が15万人未満の小規模地方公共団体を対象とする場合

1分の1(上限800万円)

b LED照明導入補助事業

(a)人口が15万人以上25万人未満の小規模地方公共団体を対象とする場合

5分の1(上限1,200万円)

(b)人口が5万人以上15万人未満の小規模地方公共団体を対象とする場合

4分の1(上限1,500万円)

(c)人口が5万人未満の小規模地方公共団体又は人口が5万人以上15万人未満であり、かつ、財政力指数が0.3未満の小規模地方公共団体を対象とする場合

3分の1(上限2,000万円)

(d)小規模地方公共団体の地域内に所在する商店街を対象とする場合

3分の1(上限500万円)

(オ)補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ただし、単年度での実施が困難なLED照明導入補助事業については、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年以内とすることができます。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

また、LED照明導入調査事業とLED照明導入補助事業の応募を行う場合で、本年度2月28日までに完了することが困難なLED照明導入補助事業については、応募時にLED照明導入補助事業のみを次年度実施する計画とした実施計画書が提出されることを前提として、補助事業を次年度に実施することができます。

なお、LED照明導入補助事業のみの応募を行う場合は、LED照明導入調査が完了していることを前提とします。

応募者より提出された実施計画書等をもとに、

- ・公益性
- ・(補助金がなかった場合の)資金回収・利益の困難性
- ・費用対効果
- ・他地域におけるモデル性
- ・二酸化炭素削減効果等

に基づき審査を行い、予算の範囲内で補助事業を選定します。(採択通知)

なお、『基本的要件』(公募要領 p5・本説明資料 p2)に適合しない提案については審査を行いません。

【ご注意】

採択通知後、改めて交付申請書を提出いただき、審査のうえ協会から交付決定通知を行います。補助事業は、交付決定日後(採択通知後ではない)に開始願います。[公募要領 p13]

交付決定日前に発注等を行った経費は、補助対象になりません。[公募要領 p2]

(1) LED照明**導入調査**事業に応募する場合

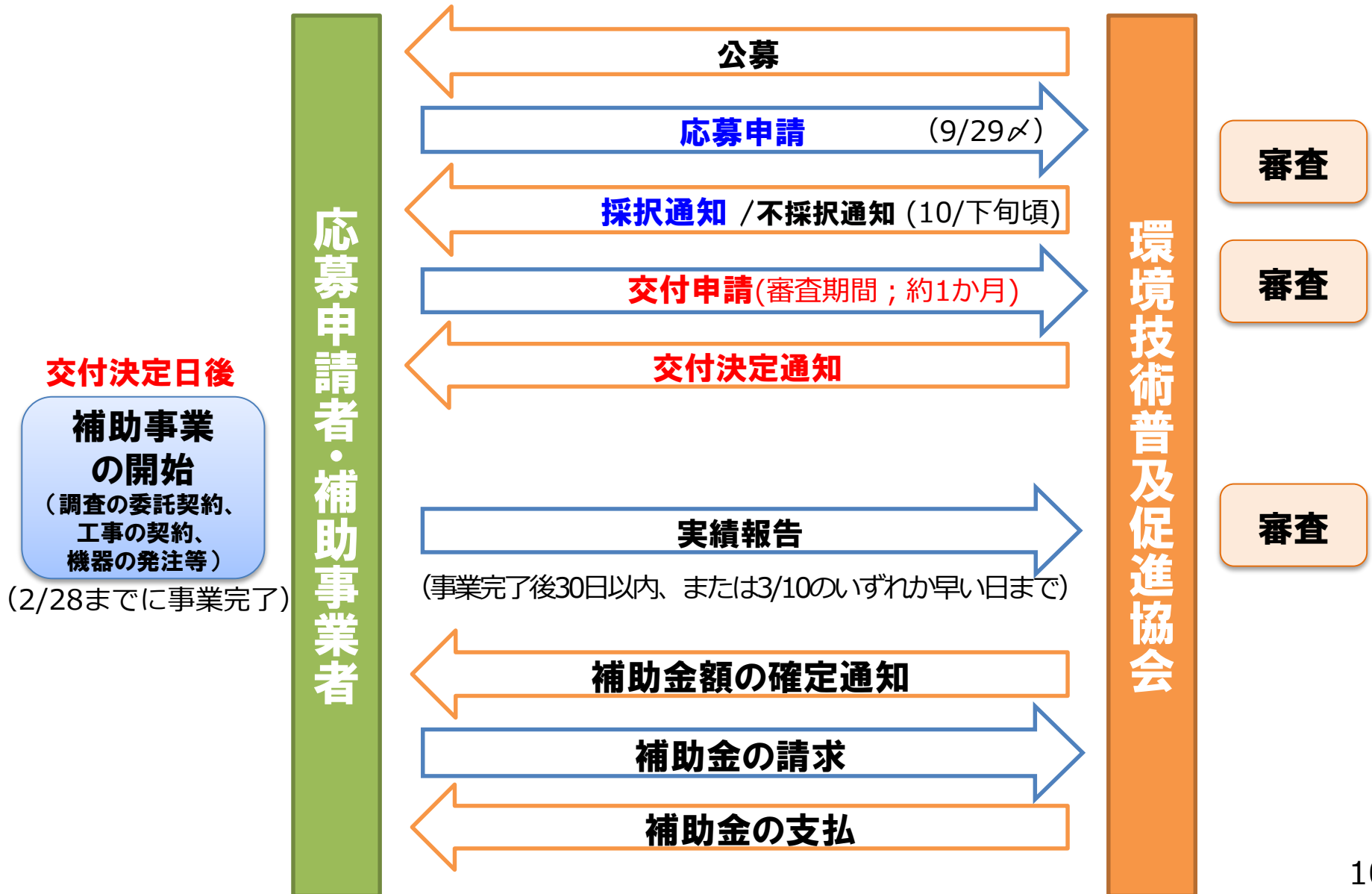
LED照明導入補助事業を実施することが要件になりますので、LED照明**導入調査**事業と、LED照明**導入補助**事業の応募申請書の二つの書類をご提出ください。この場合、LED照明**導入補助**事業の応募申請は、導入が見込まれるLED街路灯の二酸化炭素削減量、経費内訳を記入してください。

(2) LED照明**導入補助**事業のみに応募する場合

LED照明**導入補助**事業の応募申請書のみ提出してください。

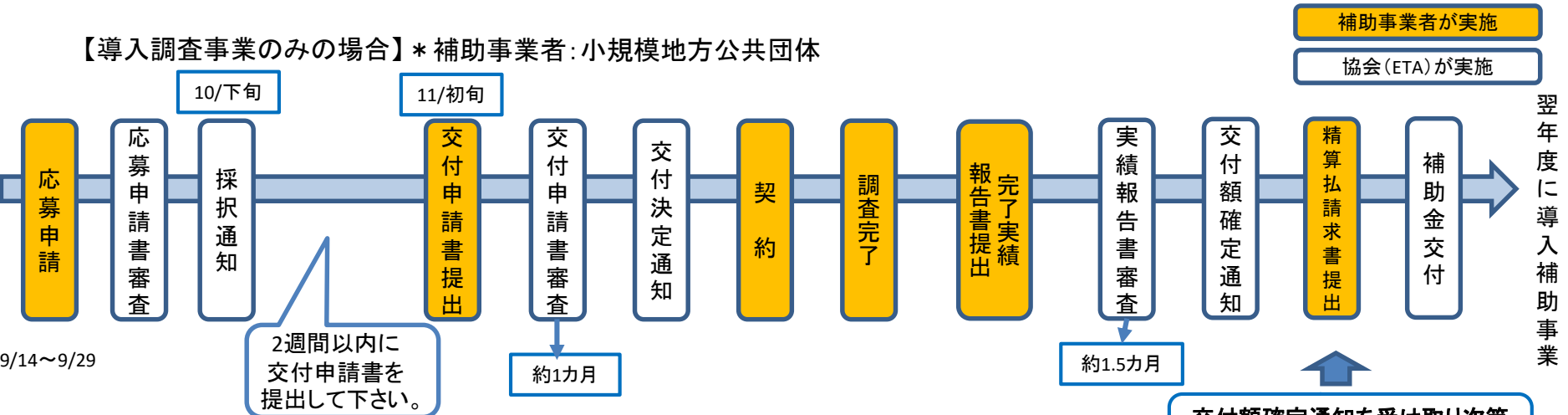
<参考> 補助事業の流れ①

応募申請・採択通知・交付決定通知から事業開始・補助金の支払まで

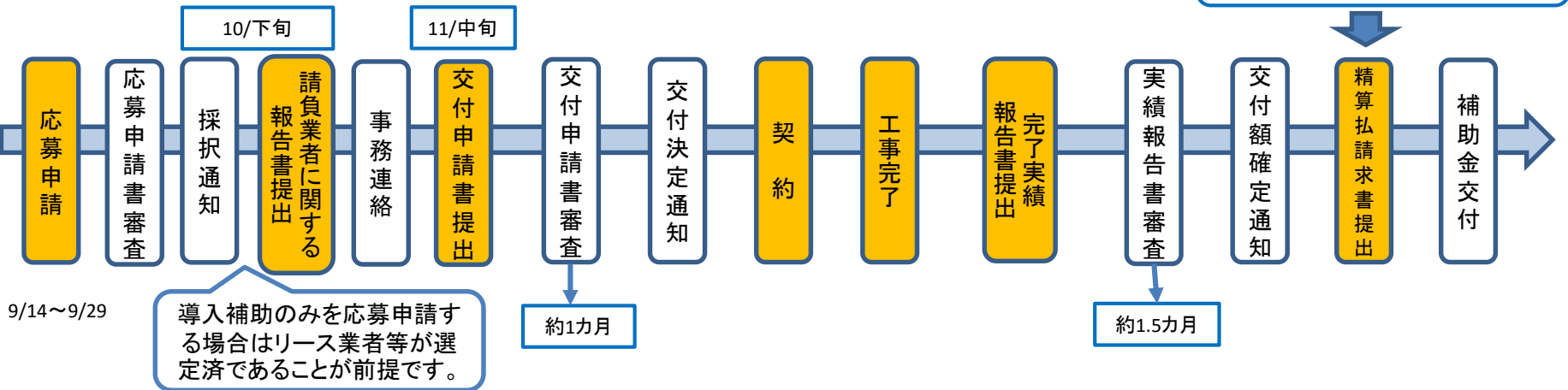


<参考> 補助事業の流れ② (三次公募で導入調査事業又は導入補助事業を実施する場合)

【導入調査事業のみの場合】* 補助事業者: 小規模地方公共団体



【導入補助事業のみの場合】* 補助事業者: リース会社等



※1 青枠内の日程は、導入調査事業と導入補助事業の各々の手続等に要する期間の目安であり、この手続きに要する期間を勘案し、**2月28日までに事業を完了できる計画**としてください。

※2 年度内に支払いを済ませるためには、精算払請求書は3月上旬までに提出いただく必要があります。そのため、採択通知後の交付申請書提出、交付決定通知後の契約は速やかに実施し、また、実績報告の提出は、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までと公募要領に記載されておりますが、実績報告書審査に要する期間を勘案し、事業が完了したら直ちに協会に提出してください。

虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

複数年度にわたる事業

補助金の交付は、単年度ごとに行うこととなります。

このため、補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を協会に提出することとする。）、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。

また、次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

補助対象経費

a LED照明導入調査事業

- ・人件費
- ・業務費

(賃金、共済費、旅費、諸謝金、印刷製本費、通信運搬費、会議費、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費) 等

市町村が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除きます
また、PC等汎用性のある備品の購入は認められません

b LED照明導入補助事業

- ・工事費
- ・事務費

(本工事費、付帯工事費、機械器具費及び測量及試験費)

LED照明導入に要する経費のうち、リース料金に含まれるLED照明の取付工事にかかるものを計上してください

<補助対象外経費の代表例>

- ・既存施設の撤去費
- ・事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の工事費・購入費 等

LED灯具代、灯具処分費、電力会社申請費、新設LED照明の工事費、リースに係る維持管理費等は対象外です

維持管理

補助事業により導入した設備等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものである必要があります。

二酸化炭素の削減量の把握

補助事業の完了後は、二酸化炭素の削減量の把握を行う必要があります。

事業報告書の作成及び提出[交付規程 第16条]

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内(4/30まで)に当該補助事業による過去1年間(補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間)の二酸化炭素削減効果等についての報告書を提出するものとします。

環境大臣に提出。
証拠書類を年度終了後、3年間保管。

補助事業完了後の検証

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び事業の成果(二酸化炭素排出削減量)を確認するため、環境省から委託を受けた団体による現地調査を行う場合があります。

<参考> 補助事業における留意事項について

【経理書類の保管】 [公募要領 p14・交付規程 第8条 第八号]

経理帳簿及び証拠書類は、他の経理と明確に区分して整理。
事業年度終了後、5年間保存。

年度内に支払いを済ませるため、事業が完了したら速やかに協会に提出してください。

【実績報告書の提出】 [公募要領 p14・交付規程 第11条]

2月28日までに補助事業を完了。（複数年事業であっても、各年度、2月末日に完了）
事業完了後30日以内、または3/10のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出。

【取得財産の管理】 [公募要領 p2・p14・交付規程 第8条 第十一、十二号]

資産と補助事業により取得、または効用が増加した財産（取得財産等）については、減価償却して登録する必要あり。なお、価格が50万円以上の財産について、**取得財産等管理台帳を整備**し、補助事業により取得した旨を明示。それらの財産について、**法定耐用年数中、処分制限**あり。もし期間内に、処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保、取壊し、廃棄）する場合は、**事前に協会に申請・承認**が必要。

【圧縮記帳】 [公募要領 p15]

補助事業者が法人の場合、**国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(圧縮記帳)**の規定(法人税法 第42条)の適用を受けることができます。
なお、規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となるので、所轄の税務署等にご相談ください。

【現地調査】 [公募要領 p2]

補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その**実施中又は完了後**に必要な応じて**現地調査等**を実施します。

【消費税、地方消費税の取扱い】 [交付規程 第4条 第2項]

消費税及び地方消費税相当額は、**補助対象経費から除外して補助金額を算定し**、交付申請書を提出してください。ただし、**補助対象経費に含めて応募申請できる場合**もあります。(詳細は別途説明)

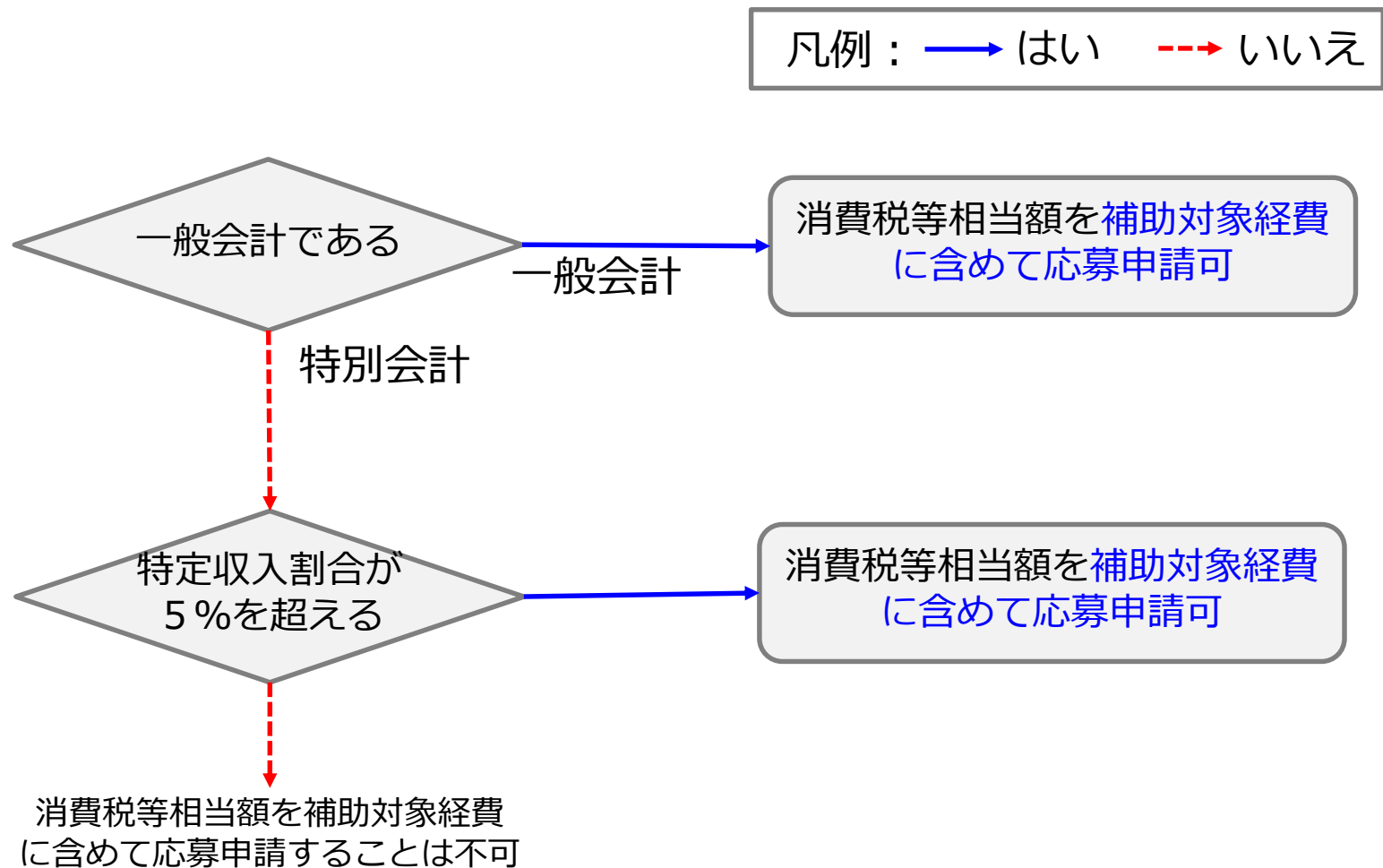
【契約相手先の選定】 [交付規程 第8条 第一～二号]

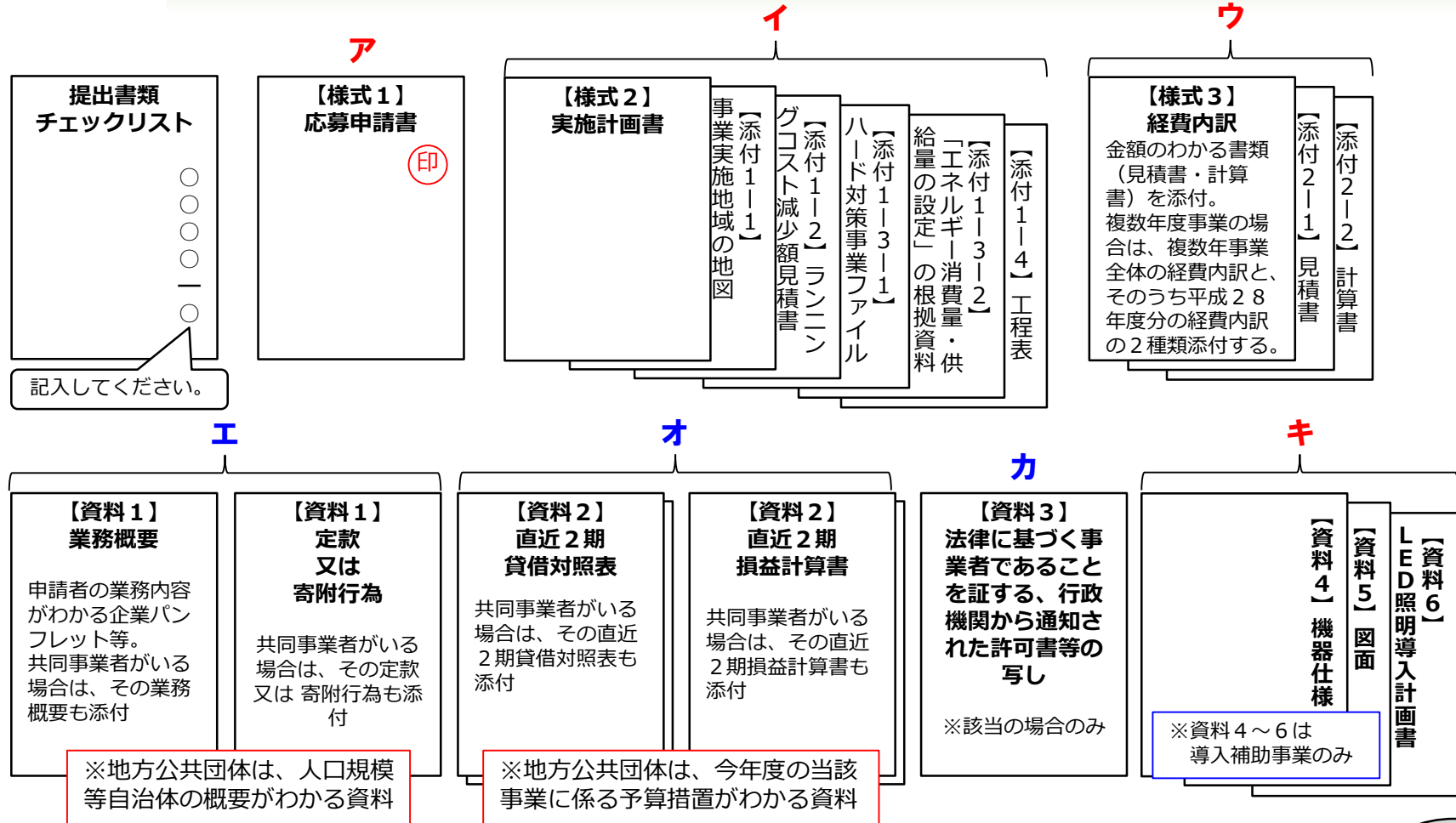
競争原理が働くような手続きによって相手先を決定してください。

凡例： はい いいえ



【地方公共団体】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート





- 提出書類チェックリスト、ア～ウ、キ 紙書類を2部提出【正本1部・副本1部(コピー可)】
- エ～カ 紙書類を1部提出(正本に綴じる)

ア～ウ、キの書類の電子データを保存したCD-R/DVD-Rを1部

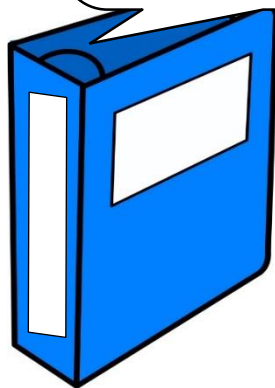


【提出方法】持参または郵送

申請書類は封書に入れ、宛名面に「〇〇県××町 H28LED照明導入調査（または補助）事業応募申請書在中」と朱書きで記入してください。

〇〇県××町
H28 LED照明導入調査
（または補助）事業
応募申請書 在中

フラットファイルに、調査事業・補助事業・正本・副本それぞれファイリングし、表紙と背表紙を付けて、「〇〇県××町 H28LED照明導入調査（または補助）事業応募申請書 正（または副）本」と記入してください。



パンチ穴をあけ、正本・副本一部ごとにファイリングしてください。ホチキスでは綴じないでください。

〇 〇〇県××町
H28
LED照明導入調査
（または補助）事業
応募申請書 正本

提出書類チェックリスト

あい紙にインデックスを付し、「様式1」「様式2」等記入してください。（申請書等には、インデックスを直接付さない）

【様式1】

【様式1】応募申請書

【様式2】実施計画書

【添付1-1】事業実施地域の地図
【添付1-1】

...

【提出締切・提出先】

平成28年9月29日(木)17時

一般社団法人 環境技術普及促進協会 必着

〒534-0024 大阪府大阪市都島区東野田町2丁目8番31号 サンプラザビル京橋7F
「地域におけるLED照明導入促進事業」担当宛

受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。十分な余裕をもって応募してください。

6. お問い合わせ先

お問い合わせ・質問事項は、電子メールでお願いします。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 環境技術普及促進協会

メールアドレス: eta282@eta.or.jp

【お問い合わせ期間】

平成28年9月27日(火)まで

※回答は随時HPに掲載します。

応募申請をご検討される事業者様は、本ページを定期的にご確認くださいますよう、
お願いいたします。